

# 国連人権理事会 SOGI 決議以降の sexuality/ gender 概念の動向 (パート 1)

Trends in the Sexuality/Gender Concept after SOGI Resolution by the UN Human Rights Council

椎野 信雄\*

Nobuo Shiino

## Abstract

This report grasps the usage and characteristics of the sexuality concept seen in the text of discussions, by following discussions on the rights of LGBT in the United Nations in the 21st century, after Shiino2017. The texts to be used are the United Nations Human Rights Council Resolution on "Human Rights and Sexuality Orientation and Gender Identity" at the 27th session in 2014 and the joint statements of the 12 UN agencies in 2015. We will understand the usage of the concepts called sex/gender/sexuality in these texts in English.

## 1. はじめに

2011年に国連人権理事会は、セクシュアリティ指向とジェンダー・アイデンティティに関する初めての国連決議” Human Rights, Sexual Orientation and Gender Identity”<sup>1</sup>(人権とセクシュアリティ指向とジェンダー・アイデンティティ)を採択した<sup>2</sup>。

決議案を提案した南アフリカは、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)(ナパネセム・ピレイ人権高等弁務官)に対して、全世界におけるセクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティに基づいた諸個人に対する暴力行為や差別的な法律や慣行に関する研究/調査をするように要請した<sup>3</sup>。決議の採決によって、OHCHRは2011年11月17日付けで、セクシュアリティ指向とジェンダー・アイデンティティに基づいた暴力や差別が蔓延する現状を明らかにした正式な国連報告書(A/HRC/19/41)<sup>4</sup>を作成した。この報告書の内容に基づき、2012

年3月7日に人権理事会で公式パネル・ディスカッション<sup>5</sup>が開催された。(イスラーム諸国の政府代表は、反対の意思表示のために、会議開始時に議場から退席したり、議論自体に抗議する発言をしたりしていた。)

以降、2013年7月26日から国連は、国連人権高等弁務官事務所と共に、LGBTの人びとの人権のための「Free & Equal」キャンペーンを先導していく。OHCHRによる冊子「Born Free and Equal」2012<sup>6</sup>の発行、サイト<sup>7</sup>の開設、冊子の電子版<sup>8</sup>の発信、動画ビデオ<sup>9</sup>の公開(2013/12/09)、国連のLGBTコアグループ<sup>10</sup>の結成などが続いている。(日本は、LGBTコアグループに参加している。)

このコアグループの呼びかけで、2013年9月26日に、11か国の政府および2つの国際機関の閣僚級高官<sup>11</sup>が集まって、LGBTの人権に関する会議<sup>12</sup>を開催し、「セクシュアリティ指向及びジェンダー・アイデンティティに基づ

\* 文教大学国際学部教授

いた個人に対する暴力と差別を終えることに関する政府閣僚宣言」<sup>13</sup>を採択した。日本の新美潤国連大使も出席している。この宣言では、各国政府に、LGBTの人びとの人権の擁護のために、差別的な法律を廃止し、憎悪に基づく暴力への対処を改善し、セクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティに基づいた差別や人権侵害からの十分かつ適切な法的保護を保證するように求めているのである。

本稿は、椎野 2017 に引き続き、LGBT の権利についての 21 世紀における国連での議論を辿ることによって、議論のテキストに見られる sexuality 概念の用法・特徴を把握するものである。<sup>14</sup>

## 2. 国連人権理事会第 27 回会期決議「人権とセクシュアリティ指向とジェンダー・アイデンティティ」採択 2014-10-2 (A/HRC/RES/27/32)

人権理事会は、2014 年 12 月 26 日に、再度、「人権とセクシュアリティ指向とジェンダー・アイデンティティ」(SOGI 決議)<sup>15</sup>を採択した。ブラジル、チリ、コロンビア、ウルグアイの共同提案であった。決議案は、賛成 25 票、反対 14 票、棄権 7 票で、可決されたのである。(日本は、賛成票を投じた。)

以下、決議のテキストの日本語私訳を載せておく。

国際連合  
総会  
A/HRC/RES/27/32  
配布：一般  
2014 年 10 月 2 日  
原文：英語

人権理事会  
第 27 回会期  
アジェンダ項目 8  
ウィーン宣言と行動プログラムの  
フォローアップおよび履行

人権理事会によって採択された決議  
27/32

人権とセクシュアリティ指向とジェンダー・アイデンティティ

人権理事会は、

人権の普遍宣言 [世界人権宣言] に正式に記されているような、そしてそれゆえに、経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約や、市民的・政治的権利に関する国際規約やその他の関連のある中核の人権の法律文書のような、他の人権の法律文書に入念に述べられているような、人権の普遍性・相互依存性・不可分性・相互関係性を想起する。

人権の普遍宣言 [世界人権宣言] は、すべての人間が、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と諸権利において平等であるということを確認し、そしてあらゆる人には、人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・政治的意見や他の意見・国民的あるいは社会的出自・財産・出生や他の地位のような、どんな種類の区別もなく、宣言に述べられているあらゆる人権と自由を享受する資格があるということもまた想起する。

ウィーン宣言と行動プログラム (計画) が確認するのは、すべての人権が普遍的・不可分的・相互依存的・相互関係的であるということ、および国際社会は、地球規模で、公平で平等な仕方、同じ条件で、同じ重点を置いて、人権を扱わなければならないということ、そして国家的・地域的な特異点やさまざまな歴史的・文化的・宗教的背景の意義は、心に留めておかなければならないが一方で、すべての人権と基本的自由を促進し擁護することは、その政治的・経済的・文化的制度にかかわらず、諸国家の義務であるということであることを、さらに想起する。

さらに 2006 年 3 月 15 日の総会決議 60/251 を想起する。そこにおいて、人権理事会には、どんな種類の区別もなく、公平で平等な仕方、万人のために基本的自由とすべての人権を擁護することへの普遍的尊重を促進する責任があるべきである、と総会で述べられたのである。

あらゆる形態の差別やあらゆる種類の差別のせいで振られた暴力と闘うことに関する全ての関連した人権理事会や総会の決議、特に2011年6月17日の理事会決議17/19を、また想起する。

自らのセクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティーの故に諸個人に対して加えられた、世界のあらゆる地域における、暴力や差別行為に対して、重大な懸念を表明する。

セクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティーに基づいた差別や暴力に対する闘いにおける、国際的・地域的・国家的レベルでの、積極的な展開を歓迎する。

人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・政治的意見や他の意見・国民的あるいは社会的出自・財産・出生や他の地位に基づいた差別や暴力に対する闘いにおける、国連人権高等弁務官事務所の努力をまた歓迎する。

1. 「セクシュアリティ指向とジェンダー・アイデンティティーに基づいた諸個人に対する差別的な法律や慣行や暴力行為」(A / HRC / 19/41) という題の国連人権高等弁務官の報告書に感謝をもって注目する。
2. 現在の国際人権法や基準を適用して、暴力や差別を克服する優れた実践や方法を共有することを目指して、報告書(A / HRC / 19/41)を更新し、第29回会合の人権理事会にそれを提出するように、高等弁務官に要請する。
3. この課題をこれからも取り上げるべきであることを決定する。

第42回会合

2014年9月26日

[25対14、棄権7の投票記録によって採択された\*。  
投票は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、チェコ共和国、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、メキシコ、モンテネグロ、ペルー、フィリピン、韓国、ルーマニア、南アフリカ、旧ユーゴスラビアマケドニア共和

国、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ（ボリビア共和国）、ベトナム

反対：

アルジェリア、ボツワナ、コートジボワール、エチオピア、ガボン、インドネシア、ケニア、クウェート、モルディブ、モロッコ、パキスタン、ロシア連邦、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

棄権：

ブルキナファソ、中国、コンゴ、インド、カザフスタン、ナミビア、シエラレオネ]

\* 1代表が投票しなかった。

2011年の決議と同様に、前文において、世界のあらゆる地域における、自らのセクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティーの故に諸個人に対して加えられた暴力や差別行為に対する「重大な懸念」を表明したのは同じであるが、上記の前文におけるアンダーラインの文章は、新たに加筆されたものである。その強調点は、すべての人権と基本的自由を促進し擁護することが、諸国家の義務であるということ、明記したことである。国際的・地域的・国家的レベルでの差別や暴力に対する闘いの展開および国連人権高等弁務官事務所の努力を評価している。

この決議においては、セクシュアリティ指向とジェンダー・アイデンティティーに基づいた諸個人に対する暴力や差別に関する高等弁務官事務所の報告書(A/HRC/19/41)を評価し、現在の国際人権法や基準を適用して、暴力や差別を克服する優れた実践や仕方を共有することを目指して、上記の報告書をさらに更新し、第29回会合の人権理事会に提出するように国連人権高等弁務官に要請した。

国連人権高等弁務官事務所は、国連人権諸団体や諸地域組織や諸非政府組織（NGO）の最

近の調査結果や、2014年12月29日に加盟諸国に向けられた口上書への28件の応答を含んだ、諸政府機関によって提出された情報、に依拠した報告書<sup>16</sup>を2015年5月4日に国連人権理事会（第29回会合）に提出した。

2015年9月25日に国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されたことを受けて、9月29日にハイレベルLGBTコアグループは、LGBTIの人びとが直面している問題について人びとの自覚を高め、2015以降の開発アジェンダの観点からLGBTIの人びとの平等と包括に光をあてるためのイベントを開催した。そして同日、12の国連機関が、LGBTIの人びとに対する暴力と差別を終わらせるための緊急行動を諸国に呼びかける共同声明を発表した。国連諸機関の共同名義での共同声明は、初めてである。

### 3. 2015年の国連12諸機関共同声明

2015年は、国連創設70周年の年であった。1945年6月26日のサンフランシスコ会議で50カ国が国連憲章に署名し、その過半数の国の批准で10月24日に国連憲章が発効し、国連が正式に創設されたのである。現在、加盟国は193カ国である。（日本の加盟は1956年。）また2015年は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の最終年であり、国連は9月25日に新たな国際的な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を2016年から2030年までの国際目標として採択した。

これを受けて、2015年9月29日にニューヨークの国連本部でハイレベルLGBTコアグループが主催したイベント（新たな国際的な開発目標の達成への進歩とLGBTの人びとの人権の擁護の関わりに焦点を当てたイベント）に合わせて、12の国連機関がLGBTIの人びと（成人・若者・子ども）に対する暴力と差別を終わらすための緊急の行動を各国に呼びかける共同声明

<sup>17</sup>を発表した。この声明は、6つのUN言語のすべて（アラビア語・中国語・英語・仏語・ロシア語・スペイン語）において入手可能である。

以下、ILO駐日事務所のプレスリリースの紹介記事<sup>18</sup>の一部を載せておく。

「声明は、LGBTIの人々の人権を擁護し、暴力や差別的な法・慣行などから守らないことは重大な国際人権法違反に当たり、経済成長やディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、そして持続可能な開発目標の達成に向けた歩みに対する悪影響など、社会に奥深い影響を与える点に光を当てた上で、すべての人を差別と暴力から守る国際法上の第一義的な義務は国家にあることに注意を喚起し、政府、議会、司法、国内人権機関による緊急の対応を求めています。声明は国々に対し、1」暴力行為に関する調査・訴追・救済、暴力防止に向けた取り組みの強化などを通じたLGBTIの人々の暴力、拷問、不当処遇からの保護、2」合意に基づく同性成人間の性的行為やトランスジェンダーの人々による自らの性別意識に基づく表現を犯罪視する法などの見直し、廃止などを通じた国際人権基準の尊重、3」教育や雇用における差別の禁止など、非差別関連国際人権基準の擁護を求めています。そして、加盟国その他の利害関係者による声明に列挙された課題に対する取り組みを支援する用意があると呼びかけています。

声明の指すところのLGBTIの人々には、他の名称で自認する者を含み、実際のまたは周囲から認識されている性的指向、自らの性別意識、性的特徴を理由として暴力や差別に直面している他の人々も含まれるものと解することとされています。」

この声明は、LGBTIの人びとに対する、ホモフォビア（同性愛嫌悪）やトランスフォビア（トランス嫌悪）による暴力や差別や虐待に取り組むためにもっと多くのことをするように各国政府が行動を起こすことへの呼びかけであり、各国がそうするのを支援するUN諸機関

の側のコミットメント（誓約）を表すもの<sup>19</sup>である。LGBTIの人びとの基本的人権を守るのに、これほど多くの国連諸機関が力をあわせたのは初めてのことである。この共同声明では、LGBTIの人びとを差別するのにどのように法律が用いられているのか、またトランスジェンダーの人びとを処罰するのに、どのように異性装を犯罪とする法律が用いられているのか、述べられており、こうした差別的な法律が差別や暴力を永続化し、人びとの健康に悪影響を与えているのである。

すべての人が区別なく平等の権利を享受できるようにすること、つまりLGBTIの人びとの人権を守り、差別的な法律からその人びとを守ることは、国際人権法上、国家の第一の法的義務である。LGBTIの人びとの人権を維持できず、暴力や差別的な法律と行為から守れないことは、LGBTIの人びとの人権侵害であり、国際人権法違反なのである。国家は、国際人権法基準を尊重・支持・擁護し、守るべきで、（差別的な法律を廃止することなどによって）国際法の下で暴力と差別から全ての人を守る一義的な義務を負っているのである。国連諸機関は、そのための国家の取組を支援する用意ができており、LGBTIの人びとに対する暴力と差別を終止することを諸国家に求めており、こうした人権侵害に対しては政府、議会、司法、国の人権機関が迅速に対応することを求めているのである。

また、12の国連機関の中心であった「国連合同エイズ計画」（UNAIDS）のサイトに、共同声明の特集記事が掲載されている<sup>20</sup>。以下、その私訳を紹介しておく。

---

UNAIDS 公式サイト

特集記事

国際連合がLGBTIの人びとに対する暴力と差別の終止符を求める

2015年9月29日

12の国連（UN）諸機関が、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・インターセックス（LGBTI）の人びとに対する暴力や差別への終止符を求める共同声明を発表した。この共同声明は、暴力・迫害・差別・スティグマ（烙印）から自由に生きるLGBTIの人びとの権利を保護し、尊重し、履行するように加盟諸国と協働することに関するUNの機関間のコミットメント（誓約）を強調している。それはまた、差別的な法律を廃止するように諸国に求めている。

LGBTIの人びとは広範囲の人権侵害に直面している。UNなどの機関は、殺人・暴行・誘拐・レイプ・性暴力のみならず制度的場面などの場面における拷問や虐待をも含んで、あらゆる地域におけるLGBTIの人びとに対する広範な身体的・心理的暴力を証拠資料で証明してきた。

多くの諸国において、こうした（人権）侵害に対する対応は不適切である。その他の諸国ではこうした（人権）侵害と闘う人権擁護者たちがしばしば迫害され、自らの活動に対する制限に直面している。立法上の枠組が、状況を悪化させていることもあり、76か国が成人間の同意の同性関係を犯罪としているのである。こうした法律は、恣意的な逮捕や起訴、投獄さらには少なくとも5カ国においては死刑までものリスクに諸個人をさらしている。

LGBTIの人びとを周辺化する懲罰的な環境はまた、HIVに対応する際に重大な諸課題を作り出してもいる。ゲイ男性などの男性とセックスをする男性は、一般人よりもHIVと共に生きるおそれが19倍であり、ゲイ男性などの男性とセックスをする男性の間でのHIV罹患率は、アジア・太平洋やラテンアメリカを含むある一定の地域では上昇している。トランスジェンダーの女性は、HIVと共に生きるおそれが49倍である。

LGBTIの人びとの基本的人権の侵害に加えて、懲

罰的な法律は、LGBTIの人びとが危機的な HIV やその他の保健のサービスにアクセスする能力をひどく制限している。サービス提供者はしばしば、ハラメントや起訴の恐れで、余儀なく仕事を辞めざるをえないのである。

国連の潘基文事務総長は、昨年の国連総会の際に伝えられたメッセージで、LGBTIの権利に対する自らの支援を再確認した。「人権のための闘争——そして差別に対する闘争——は、国連の使命の中核にある。平等な権利のための闘争は、グローバルなエンゲージメント(関与)を要求している。それゆえに、国連は世界中で同性愛憎悪やトランス憎悪と取り組むために積極的に働いているのである。」と彼は述べた。

LGBTIの人びとに対する暴力と差別を終わらせることに関する共同声明に署名した国連機関は以下の通り：国際労働機関 (ILO)、人権高等弁務官事務所 (OHCHR)、国連開発計画 (UNDP)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連人口基金 (UNFPA)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連児童基金 (UNICEF)、国連麻薬犯罪事務所 (UNDOC)、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関 (UN Women)、世界食糧計画 (WFP)、世界保健機関 (WHO)、国連合同エイズ計画 (UNAIDS)。

#### 4. 「LGBTIの人びとに対する暴力と差別を終わらせること」 2015/09/29

以下、共同声明のテキストの日本語私訳を載せておく。

レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・インターセックスの人びとに対する暴力と差別を終わらせること  
国連プレス声明、

国連の諸機関は、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・インターセックス (LGBTI) [1]

の成人や若者 (青年期の人) や子供に対する暴力と差別を終わらせるために迅速に行動するように諸国に求めている。

すべての人は、暴力や迫害、差別、スティグマ (烙印) から自由に生きる平等な権利を有している。国際人権法は、すべての人が、区別なく、こうした権利を享受できることを保証する諸国の法的義務を確立している。私たちは、LGBTIの人びとの権利を守ろうとする多くの諸国における努力の増大を歓迎するが一方で、世界中で、数百万のLGBTIの諸個人やLGBTIと受け止められている人びと、およびその家族が、広範な人権侵害に直面していることに、引き続き重大な懸念を抱いている。これは警戒の原因 (心配の種) である——行動の理由である。

LGBTIの人びとの人権を支持する (守る) ことや、暴力や差別的な法律や慣行のような虐待に対してその人びとを保護する (守る) ことができないことは、国際人権法の重大な侵害となり、社会に広範囲な影響を与える——HIV 感染症を含んだ不健康や社会的・経済的排除になりやすいことの増大の一因となり、家族やコミュニティに負担をかけ、経済成長やディーセントワーク (働きがいのある人間らしい仕事) や将来の持続可能な開発目標の達成に向けた進歩、にマイナスの影響を与えるのである。諸国は、国際法の下で、差別や暴力から万人を守る第一の義務を負っている。それゆえこれらの侵害には、政府や議会、司法、国の人権機関による緊急な対応が必要なのである。コミュニティや宗教的・政治的指導者、労働者の組織、民間セクター、医療従事者、市民社会組織 (NPO)、メディアにも、果たすべき重要な役割がある。人権は普遍的なものである——文化的・宗教的・道徳的な慣行や信念や社会的態度を、LGBTIの人びとを含むあらゆる集団に対する人権侵害を正当化するためには、援用することはできないのである。

#### 暴力から諸個人を守ること

各国は以下の方法でLGBTIの人びとを暴力や拷

問や虐待から守るべきである。

- ・LGBTIの成人や若者（青年期の人）や子供およびその人たちの人権を擁護する人びと、に対する暴力行為や拷問や虐待、を調査し、起訴し、それらに救済策を提供する
- ・そのような暴力を予防し、監視し、報告する努力を強化する
- ・ヘイトクライム（憎悪犯罪）やヘイトスピーチに反対する法律に、悪化要因として同性愛憎悪やトランス憎悪を組み入れる
- ・LGBTIである（あるいはそうと受け止められている）故の人びとの迫害は、亡命の有効な根拠となることがあり、そのような難民（亡命者）をその生命や自由が脅かされるかもしれない所に戻さないということを認識する

国連などの諸機関は、——制度的場面などの場面における拷問や虐待のみならず殺人や暴行、誘拐、レイプ、性暴力も含んで——あらゆる地域におけるLGBTIの人びとに対する広範な身体的・心理的暴力を証拠資料で証明してきた。LGBTIの若者およびレズビアン・バイセクシャル・トランスジェンダーの女性には、家庭やコミュニティの場面において、身体的・心理的・性的な暴力の特定のリスクがある。LGBTIの人びとは、迫害からの避難を求める時に、および人道緊急事態において、暴力や差別にしばしば直面する。その人びとはまた、セクシュアリティ指向を変える非倫理的で有害ないわゆる“治療”や、強行的あるいは強制的な断種手術、強制的な生殖器や肛門の検査、同意なしのインターセックスの子供に対する不必要な手術や治療を含んで、医療的場面においても虐待に直面することがある。多くの諸国において、こうした（人権）侵害への対応は不適切である。こうした侵害は過少報告され、しばしば適切な調査や起訴がなされず、広範な刑事免責（処罰を受けないこと）や、被害者に対する正義や救済や支援の欠如となるのである。こうした（人権）侵害と闘う人権擁護者たちは、しばしば迫害され、活動に対する差別的な制限に直面している。

差別的な法律を廃止すること

諸国は、以下の法律の見直しや廃止や適用の一時停止の確立によってを含んで、国際人権基準を尊重するべきである。

- ・同意成人間の同性行動を犯罪とする法律
- ・ジェンダー表現に基づいてトランスジェンダーの人びとを犯罪者とする法律
- ・セクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現に基づいて人びとを逮捕したり、罰したり、差別したりするために用いられているその他の法律

76か国において法律が未だ、成人間の同意の同性関係を犯罪とし、恣意的な逮捕や起訴や投獄——少なくとも5か国では死刑までも——のリスクに諸個人をさらしている。異性装を犯罪とする法律が、トランスジェンダーの人びとを逮捕し、罰するのに用いられている。他の法律も、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーの人びとの表現・結社・平和的集会の自由に制限を加えたり、差別したり、拘留したり、嫌がらせをしたりするのに用いられている。こうした差別的な法律は、スティグマ（烙印）や差別のみならずヘイトクライム（憎悪犯罪）や警官の権力乱用、拷問、虐待、家庭やコミュニティの暴力をも永続させることの一因となっており、そして保健やHIVサービスへのアクセスを妨げることによって公衆衛生に悪影響を及ぼしている。

差別から諸個人を守ること

諸国は、以下のことによってを含んで、非差別に関する国際人権基準を支持するべきである。

- ・教育・雇用・ヘルスケア（医療）・住宅・社会的保護・刑事司法におけるおよび亡命や収容の場面におけるを含んですべてのコンテキストにおけるLGBTIの成人や若者（青年期の人）や子供に対する差別を禁止すること；
- ・虐待的な必須要件なしでトランスジェンダーの人びとのジェンダー・アイデンティティの法的認知を保証すること；

- ・対話や公教育や訓練を通してLGBTIの人びとに対する偏見と闘うこと；
- ・LGBTIの人びとが、開発や人道的イニシアティブ（取組）を含んで、その人びとに影響を及ぼす法律や政策やプログラム（計画）の策定や実施や監視において、意見を聞かれ、そしてそれらに参加するということを保証すること；

LGBTIの人びとは——性別・人種・民族・年齢・宗教・貧困・移住・障害・健康状態のような他の要因に基づいた複数の形の差別を含んで——すべてのコンテキストにおいて広範な差別や排除に直面している。子供たちは、自らの事実上のあるいはそうと受け止められているセクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティ、あるいは両親のそれ、に基づいたいじめや差別や、学校からの追放に直面している。家族から拒絶されたLGBTIの若者は、不釣り合いなレベルの自殺やホームレス状態や食料不足を経験している。差別や暴力は、LGBTIの人びとの周辺化や、HIV感染を含んで不健康になりやすいこと、の一因となるが、その人びとは、医療場面やその他の場面において、ケア（治療・保護）の拒否や差別的な態度や病理化（医療化）に直面している。トランスジェンダーの人びとはしばしば、自らの選好のジェンダーの法的認知を否定され、あるいはそのジェンダーを得るための強制的な断種手術や治療や離婚のような虐待的な必須要件に直面したりしている。それらの必須要件が欠けているならば、その人びとは排除や周辺化を被るのである。その人びとに影響を及ぼす法律や政策の策定や実施や監視からLGBTIの人びとを排除することは、その人びとの社会的・経済的周辺化を永続させるのである。

#### 国連の支援

私たちの諸組織は、——すべてのLGBTIの人びとの人権を尊重し、保護し、促進し、履行するための、国の制度や教育や訓練などのイニシアティブ（取組）の強化、および憲法や立法や政策の変更、を通してを含んで——加盟諸国やその他のステークホルダー（利害関係者）がこの声明において概説された諸課

題に取り組むように勤める時に、それらを支援し、援助する用意ができています。

[1] 本声明はレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー・インターセックスの人びとに言及しているが、それはまた、他の用語でアイデンティティ確認することもある人びとを含んで、事実上のあるいはそうと受け止められているセクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティや性徴に基づいた暴力や差別に直面している他の人びとも言及していると読まれるべきである。

#### UNAIDS

国連共同エイズ計画（The Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）（HIV/エイズに関する共同国連プログラム）（UNAIDS）は、新たなHIV感染ゼロ・差別ゼロ・エイズ関連死亡ゼロの共有ビジョンを達成するように、世界をリードし、鼓舞している。UNAIDSは、11の国連組織——国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（ユニセフ UNICEF）、世界食糧計画（WFP）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（ユネスコ UNESCO）、世界保健機関（WHO）、世界銀行（World Bank）——の努力を結集して、そして「持続可能な開発目標」の一部として2030年までにエイズ感染症の流行を終わらせることに向けてグローバルなおよび国内のパートナーと密接に協働してください。

#### 5. おわりに

国連テキストの英語では、sex/gender/sexuality という概念は、それぞれ独立したものの方や現実を伴うものとして把握されている。しかしこれらの概念が、日本語に翻訳され

た時には、「性」という言葉で一律に表記されてしまう。しかもこの「性」という日本語にはすでに翻訳語として、sex という概念のものの見方が染み込んでいるのである。Gender や sexuality の概念を理解可能にするためには、「性」とは別の新たな日本語概念が必要なのではないだろうかと本稿では把握している。そのためにセクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティという日本語概念を用いて訳出することで、sex/gender/sexuality という3つの概念の違いを明確にすることを試みている。<sup>21</sup>

しかしながら、本稿で紹介した「ILO 駐日事務所 のプレスリリースの紹介記事」での日本語用法に見られるように、「トランスジェンダーの人々による自らの性別意識に基づく表現」や「性的指向、自らの性別意識、性的特徴を理由として」という日本語で記事が紹介されている。これは原文では、Laws that criminalize transgender people on the basis of their gender expression や on the basis of their sexual orientation, gender identity or gender expression. と表現されている部分に関わるころだと思われるが、本稿では「ジェンダー表現に基づいてトランスジェンダーの人びとを犯罪者とする法律」「セクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティやジェンダー表現に基づいて」と日本語表現しておいたところである。

gender expression を「性別意識に基づく表現」と表し、sexual orientation, gender identity を「性的指向、性別意識」と表していることになる。「性」という言葉でしか表記されない日本語文章の典型だと思われる。この日本語文章における概念使用における問題点を解明することが、本稿における今後の課題でもある。

## 参考文献

- 椎野信雄「国連における sexuality 概念の動向—日本語「セクシュアリティ」概念の整理のために」in 文教大学国際学部叢書編集委員会 2017, pp.95-139.
- 日本国際連合学会編『ジェンダーと国連』（国連研究第 16 号）国際書院 2015.
- 谷口洋幸「国連と性的指向・性自認一人権理事会 SOGI 決議の意義」in 日本国際連合学会編, pp.123-140.
- 文教大学国際学部叢書編集委員会『世界と未来への架橋』創成社 2017.

## 注

(以下の URL の閲覧日：2017 年 10 月 10 日)

- <sup>1</sup> UN Document A/HRC/RES/17/19, 14 June 2011  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G11/148/76/PDF/G1114876.pdf?OpenElement>  
<http://arc-international.net/wp-content/uploads/2011/09/HRC-Res-17-19.pdf>  
[http://www.unic.or.jp/files/a\\_hrc\\_res\\_17\\_19.pdf](http://www.unic.or.jp/files/a_hrc_res_17_19.pdf) (日本語訳)
- <sup>2</sup> 椎野 pp.121-124. 参照。(42 か国の共同提案で、賛成 23 票、反対 19 票、棄権 3 票。日本は賛成票。)(椎野 pp.122-124. 日本語訳)
- <sup>3</sup> 以下、要請文の日本語訳である。(椎野 p.123. の改訂版である。2. の部分の追加。)
  1. 世界のあらゆる地域において、自らのセクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティに基づいた諸個人に対する暴力行為や差別的な法律や慣行を、およびどのように国際人権法は、セクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティに基づいた暴力や関連した人権侵害を終わらせるために、活用できるのかを、証拠資料で証明する、2011 年 12 月までに完結すべき、研究を委任するように国連人権高等弁務官

に要請する。

2. 高等弁務官によって委任された研究に含まれた諸事実によって情報提供されたパネル・ディスカッションを、人権理事会の第19回会期の間に、招集することを、およびセクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティに基づいた諸個人に対する暴力行為や差別的な法律や慣行の問題に関する建設的で情報に基づいた透明な対話をすることを決定する。

3. そのパネルでは、高等弁務官によって委任された研究の勧告への適切なフォローアップ（追跡調査）が議論されることもまた決定する。

4. この優先課題をこれからも取り上げるべきであることをさらに決定する。

<sup>4</sup> UN Document A/HRC/19/41  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G11/170/75/PDF/G1117075.pdf?OpenElement>  
[http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Discrimination/A.HRC.19.41\\_English.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Discrimination/A.HRC.19.41_English.pdf)

<sup>5</sup> 権野 pp.125-126. 参照。

<sup>6</sup> Born Free and Equal: Sexual Orientation and Gender identity in International Human Rights Law (HR/PUB/12/06) "Born Free and Equal" Booklet

<sup>7</sup> <https://www.unfe.org>  
Facebook (facebook.com/free.equal) and Twitter (@free\_equal) .

<sup>8</sup> <http://www.ohchr.org/Documents/Publications/BornFreeAndEqualLowRes.pdf>

<sup>9</sup> A History of LGBT Rights at the UN:  
[https://youtu.be/XvpHn\\_zdkTY](https://youtu.be/XvpHn_zdkTY)

<sup>10</sup> アルゼンチン、ブラジル、クロアチア、EU、フランス、イスラエル、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、米国、国連人権高等弁務官、NGO ヒューマン・ラ

イツ・ウォッチ、国際ゲイ&レズビアン人権委員会

<sup>11</sup> アルゼンチン、ブラジル、クロアチア、エルサルバドル、フランス、イスラエル、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、米国の政府官僚および欧州連合外務・安全保障政策上級代表

<sup>12</sup> Highlights from First-Ever Ministerial Meeting on LGBT Rights  
<https://youtu.be/wgICmCYN2a4>

Unprecedented ministerial meeting on LGBT rights protection

<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/MinisterialMeetingOnLGBT.aspx>

<sup>13</sup> Ministerial Declaration on Ending Violence and Discrimination against Individuals Based on Their Sexual Orientation and Gender Identity  
<https://2009-2017.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/09/214803.htm>

<https://www.humanrights.gov/dyn/ministerial-declaration-on-ending-violence-and-discrimination-against-individuals-based-on-their-sexual-orientation-and-gender-identity.html>

権野 pp.129-132. 参照。(宣言の日本語訳)

<http://webtv.un.org/watch/ending-violence-and-discrimination-against-lesbian-gay-bisexual-and-transgender-lgbt/2700696548001> (UN WEB TV)

<sup>14</sup> 権野 p.98. 参照。

<sup>15</sup> “Human rights, sexual orientation and gender identity “(27/32)

<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G14/177/32/PDF/G1417732.pdf?OpenElement> (A/HRC/RES/27/32)

<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/LTD/G14/171/09/PDF/G1417109.pdf?OpenElement> (A/HRC/27/L.27/Rev.1)

- <sup>16</sup> Discrimination and violence against individuals based on their sexual orientation and gender identity : Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights  
<https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G15/088/42/PDF/G1508842.pdf?OpenElement> (A/HRC/29/23)
- <sup>17</sup> ENDING VIOLENCE AND DISCRIMINATION AGAINST LESBIAN, GAY, BISEXUAL, TRANSGENDER AND INTERSEX PEOPLE (Joint interagency statement, 29 September 2015)  
[http://www.unaids.org/en/resources/presscentre/pressreleaseandstatementarchive/2015/september/20150929\\_LGBTI](http://www.unaids.org/en/resources/presscentre/pressreleaseandstatementarchive/2015/september/20150929_LGBTI)  
[http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/statements-and-speeches/WCMS\\_407967/lang-ja/index.htm](http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/statements-and-speeches/WCMS_407967/lang-ja/index.htm)  
<https://www.oursplatform.org/wp-content/uploads/UN-Joint-UN-agency-statement-Ending-Violence-and-Discrimination-against-LGBTI-people.pdf>  
[http://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/news/stories/2015/joint\\_lgbti\\_statement\\_eng.pdf?vs=4632](http://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/news/stories/2015/joint_lgbti_statement_eng.pdf?vs=4632)  
<http://www.refworld.org/docid/560a47314.html>  
[http://www.who.int/hiv/pub/msm/Joint\\_LGBTI\\_Statement\\_ENG.pdf?ua=1](http://www.who.int/hiv/pub/msm/Joint_LGBTI_Statement_ENG.pdf?ua=1)  
[http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Discrimination/Joint\\_LGBTI\\_Statement\\_ENG.PDF](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Discrimination/Joint_LGBTI_Statement_ENG.PDF)  
<http://www.unhcr.org/news/press/2015/9/56092fcc6/united-nations-entities-call-states-act-urgently-end-violence-discrimination.html>  
[http://www.unaids.org/sites/default/files/20150929\\_Joint\\_LGBTI\\_Statement\\_en.PDF](http://www.unaids.org/sites/default/files/20150929_Joint_LGBTI_Statement_en.PDF)  
 (This is not a UNHCR publication. UNHCR is not responsible for, nor does it necessarily endorse, its content. Any views expressed are solely those of the author or publisher and do not necessarily reflect those of UNHCR, the United Nations or its Member States.)
- 「国連 12 機関の共同声明全文」の日本語仮訳  
 「『LGBTI の人びとに対する暴力と差別を終わらせる』国連プレス声明 エイズ&ソサエティ研究会議・HAT プロジェクト」  
 2015/10/01  
[http://asajp.at.webry.info/201510/article\\_2.html](http://asajp.at.webry.info/201510/article_2.html)  
 「レイバーネット：韓国：国連 12 の機構が いっせいに「性少数者人権保障」を要求」  
[http://www.labornetjp.org/worldnews/korea/knews/00\\_2015/1444031888953Staff](http://www.labornetjp.org/worldnews/korea/knews/00_2015/1444031888953Staff)
- <sup>18</sup> ILO 駐日事務所：プレスリリース「LGBTI の人々に対する暴力と差別の根絶を 12 国連機関が共同で呼びかけ」記者発表  
 2015/09/29  
[http://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS\\_423163/lang-ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_423163/lang-ja/index.htm)
- <sup>19</sup> セクシュアリティ指向やジェンダー・アイデンティティや性徴に基づいた差別や暴力と闘う際の 12 の国連諸機関の仕事や、世界中の LGBTI のコミュニティを支援している関連した仕事についてのスナップショット（概観）である文書として、以下のものがある。  
 The Role of the United Nations in Combatting Discrimination and Violence against Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender and Intersex People—A Programmatic Overview (11 April 2017) (2015 年 11 月出版)

[http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Discrimination/UN\\_LGBTI\\_summary\\_11Apr2017.pdf](http://www.ohchr.org/Documents/Issues/Discrimination/UN_LGBTI_summary_11Apr2017.pdf)

<https://www.oursplatform.org/wp-content/uploads/UN-The-Role-of-the-UN-in-Combating-Discrimination-and-Violence-against-Individuals-Based-on-SOGI-2015.pdf>

<http://www.ohchr.org/EN/Issues/Discrimination/Pages/LGBTUNSystem.aspx>

<http://www.ohchr.org/EN/Issues/Discrimination/Pages/JointLGBTIstatement.aspx>

- <sup>20</sup> UNAIDS: Home:Resources:Press centre: FEATURE STORY 29 SEPTEMBER 2015 (United Nations calls for end of violence and discrimination against LGBTI people) [http://www.unaids.org/en/resources/presscentre/featurestories/2015/september/20150929\\_endLGBTIviolence](http://www.unaids.org/en/resources/presscentre/featurestories/2015/september/20150929_endLGBTIviolence)  
日本語仮訳「国際連合がLGBTIの人びとに対する暴力と差別をなくすよう要請 エイズ&ソサエティ研究会議・HATプロジェクト」2015/10/01  
[http://asajp.at.webry.info/201510/article\\_1.html](http://asajp.at.webry.info/201510/article_1.html)

- <sup>21</sup> 権野 p.139. 参照。